

Information 平年金事務所・健康福祉課

東日本大震災に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る国民年金保険料の免除申請などの取扱いについて

東日本大震災による国民年金保険料の免除申請について、下記のとおり免除期間が延長されました。

■対象となる期間

免除・納付猶予

令和6年7月分～令和7年6月分(令和6年度分)

学生納付特例

令和6年4月分～令和7年3月分(令和6年度分)

※上記の期間より前の期間について、これまでの免除などの申請をしなかった方も免除などを申請することが可能です。ただし、申請できる期間は、申請した日から遡って2年1か月前までになります。

■対象となる市町村

田村市 南相馬市 伊達郡川俣町 双葉郡広野町

双葉郡楢葉町 双葉郡富岡町 双葉郡川内村

双葉郡大熊町 双葉郡双葉町 双葉郡浪江町

双葉郡葛尾村 相馬郡飯館村

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方は、ご本人からの

申請に基づき国民年金保険料の免除および学生納付特例を審査するとき、所得の審査をしないことになります。

保険料を未納のままにしておくと、障害や死亡といった事態が発生した場合に障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない、老齢基礎年金を将来的に受けられない可能性があります。

年金額を計算する際、免除期間は保険料を納付したときに比べて2分の1になりますが、保険料の免除や納付猶予が承認された期間は年金の受給資格期間に算入されます。また、納付猶予になった期間は年金額には反映されません。

お申し込みはお近くの年金事務所または役場窓口までお願いいたします。来庁の際は、身分証明書・基礎年金番号の分かるもの・マイナンバーの分かるものをお持ちください。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 平年金事務所・健康福祉課

東日本大震災の被災者の方の申請免除等特例措置の段階的見直しについて

これまで、国民年金保険料の免除・納付猶予、学生納付特例（以下「申請免除等」とします。）については、東日本大震災に伴い避難を余儀なくされた方のご事情を踏まえ、特例措置を設けておりました（※）
※申請免除等は、通常、前年所得により審査すること

しておりますが、東日本大震災が生じた日に旧避難指示区域を有する以下の市町村にお住まいであった被保険者の皆様においては、前年所得によらず申請免除などを審査する措置を設けておりました。
(対象市町村)

田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡楢葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、双葉郡飯館村

令和7年度以降の申請免除などにつきましては、一部の避難指示地域について解除から概ね10年を経過することなどを踏まえ、当時お住まいだった右の市町村毎に申請免除等特例措置の段階的な見直しを行います。

皆様におかれましては、あらかじめ、ご理解・ご協力ををお願いします。

当時お住まいだった市町村（※1）	特例措置の廃止年度	
	免除・納付猶予	学生納付特例
双葉郡広野町、田村市	令和7年度 (令和7年7月分の保険料から)	令和7年度 (令和7年4月分の保険料から)
双葉郡楢葉町	令和8年度 (令和8年7月分の保険料から)	令和8年度 (令和8年4月分の保険料から)
双葉郡川内村、双葉郡葛尾村（※2）、南相馬市（※2）	令和9年度 (令和9年7月分の保険料から)	令和9年度 (令和9年4月分の保険料から)
伊達郡川俣町、相馬郡飯館村（※2）、双葉郡浪江町（※2）、双葉郡富岡町（※2）	令和10年度 (令和10年7月分の保険料から)	令和10年度 (令和10年4月分の保険料から)

※1 平成29年4月以前に指示が解除されている地域のみ記載しております。平成29年5月以降に解除された地域については、今後見直し内容をお示しする予定です。

※2 帰還困難区域(特定復興再生拠点区域含む)を除きます。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 健康福祉課

定額減税しきれないと見込まれる方への調整給付（定額減税補足給付金）のご案内

令和6年分の所得税、令和6年度の個人住民税において実施される定額減税の実施対象者のうち、定額減税可能額が税額を上回り減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を給付金として支給します。

■支給対象者及び支給額

次に掲げる(1)と(2)の合計額が1円以上発生する課税者に対し、その金額を給付金として支給します。なお、1万円未満の端数は1万円に切り上げます。

(1) 個人住民税所得割分定額減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額

(2) 所得税分定額減税可能額－令和6年度分推計所得税額（令和5年分所得税額）

なお、(1)及び(2)の「定額減税課税可能額」とは、次の表で計算した金額となります。

個人住民税所得割分	所得税分
1万円×減税対象人数（※1）	3万円×減税対象人数（※1）

※1…減税対象人数とは、納税者本人と控除対象配偶者（※2）、扶養親族（16歳未満の扶養親族を含みます）（※2）の合計人数を指します。

※2…「控除対象配偶者」「扶養親族」について、国外居住者は除外します。

■手続きについて

支給確認書による手続きが必要です。

給付金の支給対象となる方に対し、7月中旬以降、手続きに係る書類をお送りいたします。

なお、令和6年6月3日以降に修正申告をされた場合は、給付金の受給資格及び支給額について確認を行う必要があることから、健康福祉課までお問い合わせください。

※令和6年1月2日以降に広野町へ転入された方については、令和6年1月1日時点で住所を有していた市区町村へお問い合わせください。

■受付期間 令和6年10月31日（木）まで

問 広野町 健康福祉課 ☎0240-27-2113

Information 町民税務課

定額減税や給付金をかたった不審な電話、ショートメッセージやメールにご注意ください

定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

・国税庁・税務署などをかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言ってATMを操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。

・今回の給付金や定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局および税務署、都道府県および市区町村では、電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうしたり、ATMの操作をお願いすることは一切行っていません。

・銀行の口座情報などの入力が求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがありますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。

・お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報を伝えたりしないでください。

・お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします（e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するメールには、原則としてURLを記載しておりません）。

・不審な電話やSMS、被害の相談については、警察相談専用電話（「# 9110」番）にお電話いただけます。お近くの警察本部または警察署にお問い合わせください。

・各種給付や定額減税に関するご質問については、それぞれお住まいの市区町村や所管する税務署にお問い合わせください。

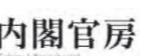
各種給付に関する
HP・お問い合わせはこちる▶



定額減税に関する
HP・お問い合わせはこちる▶



内閣官房



内閣府
Cabinet Office

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

財務省
Ministry of Finance, JAPAN

国税庁・国税局・税務署
Ministry of Internal Affairs and Communications

警察庁
National Police Agency